

大阪市告示第1100号

道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第19条第1項及び第54条第1項の規定に基づき、大阪市と吹田市との境界に係る橋りょうの管理及び費用負担について、吹田市と協議が成立したので、法第19条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和7年7月31日

大阪市長 横山英幸

1 路線名

吹田市道高浜南高浜線及び大阪市道東淀川区第2025-01号線

2 橋りょう名

新京阪橋

3 区間

吹田市南高浜町24番地先（安威川右岸橋詰）から大阪市東淀川区相川一丁目8番地先（安威川左岸詰）まで

4 管理者

吹田市

5 道路法第27条第5項の規定に基づく管理者の権限

道路管理者の権限のうち、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第5条各号に掲げる権限以外のもの

6 工事の施行

橋りょうの改築、修繕及び災害復旧に関する工事は、管理者が施行するものとし、事前に施行内容、方法及び時期等について大阪市と協議を行うものとする。ただし、災害を受けた場合等緊急を要するときは、事前の協議を省略し、応急復旧工事を行うことができるものとし、事後速やかにその旨を相互に通知するものとする。

7 費用負担

(1) 橋りょうの日常管理に要する費用は、管理者が負担するものとする。

(2) 橋りょうの改築、修繕及び災害復旧に関する工事に要する費用は、上記にかかわらず大

阪市及び吹田市が折半して負担するものとする。

8 協議成立期日

令和7年7月11日

9 管理開始日

大阪府が府道相川停車場線の供用を廃止した日の翌日

(建設局道路河川部調整課)